

第100期 中間決算公告

平成19年12月27日

山口県周南市平和通一丁目10番の2
株式会社 西 京 銀 行
代表取締役 渡邊 孝夫

中間貸借対照表 (平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	42,986	預 金	704,016
コールローン	150	譲 渡 性 預 金	900
買入金銭債権	10,316	借 用 金	3,000
商品有価証券	8	外 国 為 替	0
金銭の信託	4,789	社 債	5,000
有価証券	144,886	そ の 他 負 債	7,276
貸 出 金	524,882	退 職 給 付 引 当 金	1,809
外 国 為 替	518	役員退職慰労引当金	94
そ の 他 資 産	9,672	睡眠預金払戻損失引当金	67
有形固定資産	12,513	再評価に係る繰延税金負債	2,038
無形固定資産	1,545	支 払 承 諾	2,631
繰延税金資産	7,186	負債の部合計	726,836
支払承諾見返	2,631	(純資産の部)	
貸倒引当金	△ 12,832	資 本 金	11,300
		資 本 剰 余 金	8,910
		資 本 準 備 金	8,910
		利 益 剰 余 金	6,962
		利 益 準 備 金	1,963
		そ の 他 利 益 剰 余 金	4,999
		別 途 積 立 金	6,232
		繰越利益剰余金	△ 1,233
		自 己 株 式	△ 28
		株 主 資 本 合 計	27,145
		その他有価証券評価差額金	△ 6,945
		繰延ヘッジ損益	△ 116
		土地再評価差額金	2,337
		評価・換算差額等合計	△ 4,724
		純資産の部合計	22,420
資産の部合計	749,256	負債及び純資産の部合計	749,256

中間損益計算書

〔平成19年 4月 1日から
平成19年 9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		11,021
資 金 運 用 収 益	8,366	
(うち貸出金利息)	(6,571)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,533)	
役 務 取 引 等 収 益	1,419	
そ の 他 業 務 収 益	292	
そ の 他 経 常 収 益	942	
経 常 費 用		11,947
資 金 調 達 費 用	1,428	
(うち預金利息)	(1,160)	
役 務 取 引 等 費 用	996	
そ の 他 業 務 費 用	789	
営 業 経 費	5,524	
そ の 他 経 常 費 用	3,207	
経 常 損 失		926
特 別 利 益		2
特 別 損 失		82
税 引 前 中 間 純 損 失		1,006
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		715
法 人 税 等 調 整 額		53
中 間 純 損 失		1,775

個別注記表

1. 中間貸借対照表の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等（株式は中間決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。また、有価証券運用以外を主目的とする金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び3.と同じ方法により行っております。

5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

6. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～50年

動産 3年～20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（勘定系基幹システム関連については8年、その他は5年）に基づいて償却しております。

8. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,473百万円であります。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

12. 従来、一定の要件を満たす睡眠預金については、預金としての負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期から同報告を適用し、利益計上を行った睡眠預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ経常損失は67百万円増加し、税引前中間純損失は同額増加しております。

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。

14. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報

告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
16. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
17. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 34百万円
18. 関係会社の株式(及び出資)総額 1,912百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 8,620百万円
20. 有形固定資産の圧縮記帳額 167百万円
21. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,364百万円、延滞債権額は23,033百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
22. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,560百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
24. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は29,959百万円であります。
なお、21. から24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,154百万円であります。
26. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 16,008百万円
預け金 21百万円
その他資産(保証金) 3百万円
担保資産に対応する債務
預金 1,630百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券20,780百万円及びその他資産(保証金)8百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は260百万円であります。
27. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める財産評価基本通達に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出
28. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000百万円が含まれております。
29. 社債には、劣後特約付社債5,000百万円が含まれております。
30. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は430百万円であります。
なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ180百万円減少します。

- 3 1. 1株当たりの純資産額252円57銭
 3 2. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。3 3. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	233	244	11
地方債	35	35	0
社債	460	467	7
外国債券	10,160	8,914	△1,246
合計	10,890	9,662	△1,227

子会社・子法人等株式で時価のあるものはありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	13,939	11,613	△2,326
債券	65,107	62,943	△2,163
国債	43,699	41,814	△1,885
社債	21,407	21,128	△278
外国債券	7,949	7,844	△105
その他	48,503	46,812	△1,691
合計	135,500	129,213	△6,286

なお、上記の評価差額に繰延税金資産223百万円を加えた額△6,062百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

また、当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について108百万円減損処理を行っております。

減損処理とは、当該株式の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理したものであります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当中間期末において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、25%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。

- 3 3. 時価評価のされていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	686
その他有価証券	
非上場株式	1,392
国内私募債	430
組合出資	2,273

- 3 4. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	5,672	4,789	△882

なお、上記の評価差額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- 3 5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,095百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが37,095百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	8,180 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	731
減価償却損金算入限度額超過額	186
繰延資産償却超過額	148
未払賞与	56
株式等有税償却額	117
その他有価証券評価差額金	2,898
繰延ヘッジ損益	79
その他	394
繰延税金資産小計	12,793
評価性引当額	△5,607
繰延税金資産合計	7,186
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	7,186 百万円

37. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

2. 中間損益計算書の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純損失金額 19円99銭
3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,934百万円、株式等売却損14百万円及び株式等償却113百万円を含んでおります。
4. 特別損失には、減損損失74百万円を含んでおります。なお、概要は、以下のとおりであります。
- 地域、用途、種類、減損損失額
山口県内、営業用資産2カ所、土地、74百万円
- 減損損失の内訳
74（内、土地74）百万円
- 管理会計上の最小区分として、営業店単位（ただし、出張所及び連合して営業を行っているグループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。
- 店舗の移転及び統廃合の施策により、対象となっている店舗用土地の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。
- なお、回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、路線価を基にした評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。